

「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝－墓誌と正史の 宇文述像をめぐって－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2011-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11001

「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝

—墓誌と正史の宇文述像をめぐって—

会 田 大 輔

要旨 隋の煬帝は、『隋書』にその暴政が克明に記されているように、暴君として知られている。しかし、『隋書』が煬帝の暴政を強調していることは以前から指摘されており、近年では煬帝期の再検討が本格的に進められている。政治史については、煬帝期に南朝系や北齊系官僚が進出し、脱北周化・武人抑圧政策がとられたことが明らかとなっている。

この煬帝期に政務をとった五人の寵臣（五貴）のうち、北周系・胡族系武人であるのは宇文述のみである。彼は文帝期に楊広（後の煬帝）の立太子を図り、その即位後、厚く信任されて政務をとった。『隋書』は腐敗した佞臣という宇文述像を描いているが、北周系・胡族系武人でありながら、一貫して政治の中心に位置した宇文述を単なる佞臣とみなしてよいのだろうか。

これまで宇文述の事迹を知るためには、唐朝によって作られた『隋書』（六三六完成）の記述に頼らざるを得なかった。ところが、近年、唐の武徳八年（六二五）に作られた「宇文述墓誌」が発見され、正史の記述を相対化することが可能になった。

そこで本稿では、宇文述の政治的位置を再検討する基礎作業として、墓誌と『隋書』の記述を詳細に比較し、墓誌の宇文述像を分析した。その結果、墓誌は宇文述と煬帝の関係を薄く見せかける一方で、彼の軍事的功績を強調し、隋に忠誠を尽した名将という宇文述像を描いていた。墓誌には宇文述の事績を美化した形跡が窺え、『隋書』の宇文述像の方が実像に近いものと思われる。しかし、墓誌により宇文述が北周・隋初に禁衛関係の官職を歴任したことが明らかとなった。彼が煬帝期に権勢をふるった背景には、北周以来の禁衛に対する影響力が関係していた可能性が考えられる。

キーワード：宇文述 煬帝 墓誌 『隋書』 歴史像

はじめに

五八一年に北周の禪讓を受けて隋を建国した文帝は、長く分裂の続いた中国を再統一し、中央集権化と皇帝権強化を推進し、諸制度を整えた。一方、文帝の後を継いだ煬帝は、正史の記述によって「暴政」を行ったと理解されてきた。しかし、『隋書』が煬帝の「暴政」を強調していることは、布目潮風氏やアーサー・F・ライト氏などが指摘しており、近年では煬帝期の諸制度の再検討が本格的に進められている^①。政治史については、煬帝に信任されて政務をとった「五貴」

(宇文述・蘇威・裴矩・裴蘊・虞世基)のうち、三名(裴矩・裴蘊・虞世基)が北斉系・南朝系であったことに代表されるように、煬帝期に南朝系や北斉系官僚の進出が見られ、脱北周化が進められていたことが指摘されている^②。さらに内田昌功氏は、煬帝期に人事面での武人抑圧政策がとられたとする^③。また、煬帝期の「五貴」については、伊藤誠浩氏が「朋党」政治という視点から検討を加えている^④。

この煬帝期に政務をとった「五貴」のうち、北周系且つ胡族系武人であるのは宇文述のみである。宇文述は、北周の功臣であった宇文盛の子で、北周末の尉遲迥の乱鎮圧や隋建国後の陳平定・吐谷渾攻撃などに功績をあげた胡族系武人であり、『隋書』巻六一と『北史』巻七九に立伝されている。彼は隋文帝期に楊広(後の煬帝)の皇太子擁立を図り、煬帝即位後、左翊衛大將軍に就任し、厚く信任されて政務をとった。正史は宇文述が贈賄によって人事を壟断した姿を描き、論贊

部分では佞臣と評価している。伊藤誠浩氏は宇文述について、楊広の「朋党」の一員で、煬帝即位後、贈賄を紐帯として広く朋党を形成し、官吏の任免に深く関与したとする^⑤。また、袁剛氏は、宇文述には宰相の才がない上に、品性も卑しく、煬帝の寵愛のもと汚職にはげみ、朝政を乱したとする^⑥。

しかし、宇文述を単に煬帝の「朋党」に出自を持つ佞臣とみなしてしまつてよいのだろうか。脱北周化・武人抑圧政策がとられた煬帝期にあって、北周系かつ胡族系武人でありながら、一貫して政治の中心に位置し、「五貴」に数えられるほどの権勢を維持し続けた宇文述は、特異な存在であるように思われる^⑦。これまで宇文述の事績を知るためには、唐朝によって作られた正史の記述に頼らざるを得なかった。しかし、アーサー・F・ライト氏が指摘しているように、煬帝のみならず、その寵臣であった宇文述の歴史像も『隋書』中で歪められている可能性が存在しており、その実像に迫ることは難しかった。

ところが、近年「宇文述墓誌」が発見され、正史の記述を相対化することが可能になった。当然、墓誌は墓主の事績や評価を美化・顕彰する傾向が強く、その取扱には慎重さが求められる。しかし、その一方で墓誌の記述から、正史の問題点が浮かび上がることもある。「宇文述墓誌」は、唐の武徳八年(六二五)に彼の子の宇文士及によって作成された。『隋書』の編纂が貞観三年(六二九)に開始されたことから、「宇文述墓誌」には、『隋書』編纂以前の宇文述像が残されていることとなる。「宇文述墓誌」と『隋書』の描く宇文述像を比べるこ

とで、宇文述の実像に迫ることが可能になるものと思われる。そこで、本稿では、隋代における宇文述の政治的位置を再検討する基礎作業として、「宇文述墓誌」と『隋書』の記述を詳細に比較検討して、両史料の宇文述像の違いを明らかにしていく。

一、「宇文述墓誌」概要

「宇文述墓誌」（以下、「墓誌」と略す）は、二〇〇六年、陝西省咸陽市涇陽県雲陽鎮（唐代の雍州雲陽県）で発見された。「宇文述墓誌」を紹介した賀華「隋《宇文述墓誌》述略」（『碑林集刊』一三、二〇〇八年）によると、墓誌蓋・墓誌の外形はともにほぼ正方形で、七五×七五・五cmである。墓誌蓋には四神が描かれており、蓋頂部に篆書で「隋故司／徒宇文／公墓誌」と記されている。墓誌は三九行×一行四〇字からなり、合計字数は一五二八字である。四側に十二支が線刻されている。『碑林集刊』には録文・拓本写真が掲載されているが、その写真は小さく文字が読み取りにくい。幸いなことに明治大学東アジ

ア石刻文物研究所に「墓誌」及び蓋の拓本が所蔵されており、それにより録文を作成することができた。左にその録文を提示する。録文の行頭の数字は碑の原文の行数に対応している。また、墓誌中の文字の入力には繁体字を用いた。紙幅の関係で全文の訓読・語釈の掲載は見送った。

なお、「墓誌」の出典を調査すると、「墓誌」が作成される前年の武徳七年（六二四）九月に完成した歐陽詢等撰『藝文類聚』所引の文章（特に卷四五〜五〇の職官部）を踏まえた表現が多いことに気づかれる。ここから、「墓誌」を撰する際に『藝文類聚』が用いられた可能性が考えられる。参考までに該当箇所に網掛けをし、二三頁に「墓誌」と『藝文類聚』を比較した表1を付した。「墓誌」には、撰者の名前は記されていないが、歐陽詢・令狐德棻・陳叔達・裴矩などの『藝文類聚』編纂関係者が撰者であった可能性も考えられよう。しかし、ここでは推測の域を出ないため、可能性を指摘するにとどめたい。

【誌蓋】

隋故司／徒宇文／公墓誌

【銘文】

01 隋故司徒公尚書令恭公宇文公墓誌銘

02 公諱述、字伯通、遼西凡城人。昌意導其洪源、有葛茂其聚薄、

基構輪奐、

油篆昭彰、可略言矣。祖孤、魏太保・

03 幽州刺史。檢行忠篤、植根詳正、立功庇物、執德居宗。父盛、周少師・大宗伯・上柱國、忠誠公。

和順内凝、英果

- 04 **外發** 道足識全、機能運變。于時周室草昧、**國步權輿**、**宣力匪躬**、**締構王業**。**兵交則戰無全敵**、**勸義則縋負**。
- 05 **雲至**。贊此宏圖、剋成霸業。公誕保靈和、資神秀氣、器宇夷曠、風度閑舉。通理靈遠之識、表自弱齡、**含章蘊粹**之懷、著於綺歲。**小善靡失**、**輜德必從**、**訓義於物**、**復禮于己**。**履行則爲模楷**、**吐言皆成隱括**。嘉善推賢、居仁濟衆、**雲虛景暖**、**岳秀川淳**。**乘世載之芳流**、**挺當世之殊量**。釋褐開府儀同三司、仍領周家宰親信。周武帝纂圖、引公居臥內。**正而不毅**、**諫而不犯**。**出則勳功**、**入能替否**。借筭運籌、每符神契。建德元年、授左宮伯。
- 07 帝纂圖、引公居臥內。**正而不毅**、**諫而不犯**。**出則勳功**、**入能替否**。借筭運籌、每符神契。建德元年、授左宮伯。
- 08 帝纂圖、引公居臥內。**正而不毅**、**諫而不犯**。**出則勳功**、**入能替否**。借筭運籌、每符神契。建德元年、授左宮伯。
- 09 **忠篤簡于帝心**、**明允著於所莅**。三年、改授宮伯。于時周齊密邇、**烽候相望**、**壘結四郊**、**征鼙日警**。**勁鐵長棘**、**時不暫輟**、**東夏剋平**、**厥功甚懋**。功授大將軍·濮陽郡公。俄爲大司衛。四年、遷大司御。大象二年、歷厭周德、**鼎移隋運**、**尉迴稱兵**、**擁據漳滏**。公爲揔管、**討擊不庭**、**料敵制勝**、**聘變乘機**。旗不暫褻、鼓不停響、兵無染鏑、**兇渠盡殲**。授上柱國·褒國公。隋高祖受命、以公爲右武衛將軍。八年、平陳。公爲水軍揔管、與僕射高穎揔統軍事。**公忘己應務**、**臨疑不惑**、**外身崇物**、**非躬厚人**。**宅山川於懷抱**、**迴風颯於襟袖**。**士卒忘水火之難**、**小大執不二之心**。**凌險若夷**、**推鋒莫元**。蕭巖弟兄、據有吳會。公薄伐專征、威謀兼舉、曾未浹旬、悉皆剋定。功封別子新城郡公。公弘裕足以容衆、矜嚴足以軌物。**處泰愈約**、**道濟不有**。其年授安州揔管、俄遷壽州揔管。**杖清靜以臨民**、**施仁義以納物**。**美化行乎江漢**、**明略被於南國**。**所居稱治**、**所去見思**。高祖以公門傳鍾
- 16 鼎、世功尅祿、贊時偉器、**立事立言**、**文武是經**、**才行闡茂**。引居戚屬、隱以腹心、公主釐降、聿嬪公子。十九年、**獯獫放命**、**晉王北討**。公爲長史、**仗武乘邊**、**申威河外**。計如投水、思若轉規、嚴鼓裁通、兇醜潰散。仁壽元年、爲左衛率。東儲寄深、故有斯授。煬帝嗣業、深相任委。公運用無方、**動攝群會**、**外身存國**、**社稷爲憂**。績茂登朝、**德孚民譽**。渾境逆命、爲歲已淹、**鐵勒契弊**、**遞相搖蕩**。公丹麾所指、**一時款服**、**招携以禮**、**咸稱茂遂**。其年、授開府儀同三司。此職晉魏以來、舊同槐鉉、周隋改置、官失其序。今之所除、**抑推前典**。公與齊王特隆此命、朝野榮之。有頃授左翊衛大將軍。雖職參戎寄、任綜時機、出內敷納、咨度政事。六年、江都肆習水戰、勅公檢校、弘舸連舳、巨艦接鱗、**結纜浮川**、**習流爭鶩**。胡人觀者、喪精奪魄。煬帝征遼、出師之盛、九軍失御、多見淪沒。公統率有方、全師反旆。十一年、突厥可汗親勒兵衆、攻圍雁門、**鳴鏑叩鞍**、**少選無輟**。煬帝嬰城自守、慮不圖全。公策自匈奴襟、奇正儵忽、賊謂神兵、擁徒北走。**遺種遠跡**、**萬里無烟**、**迴累棊之危**、**成維山之固**。

- 26 屬王綱弛紊、政教凌夷、人情彼此、盡爲敵國。啓沃亟陳、無救傾諛、固主之心、終始若一。勁松彰於歲寒、貞
- 27 臣見於國危、公之謂矣。與善襄應、身隨化往。以隋大業十三年九月廿一日薨於江都。時年七十一。煬帝
- 28 震悼、攬涕久之、不坐朝者三日。贈司徒公・尚書令・十郡太守・班劍冊人・輜輶車・前後部羽葆鼓吹。喪事所
- 29 須、隨由資給。大唐握鏡、拯溺救焚、濡足授手、戮濟多難、四海有截、天下文明、惟舊之懷、當辰興念。追贈
- 30 司空公・上柱國・許國公。諡曰恭公。以武德八年十月十二日永窆于雍州雲陽縣善應鄉靈通里山、禮也。
- 31 惟公忠孝君親、信讓僚友。琬琰懷抱、斧藻仁義、持盈守謙、御煩以寡。賞不僭親、刑不濫疏、爲政以惠、導民
- 32 在簡。運奇鞠旅、勳業必融、論治經邦、無微不暢。他人之善、若己有之、人玩其華、公體其實。故邇無異言、遠
- 33 無異望。身沒名劬、功成迹顯、固可以方駕五臣、齊鑣八凱。嗣子士及、天策府長史・中書侍郎・上柱國・郢國
- 34 公。負荷折薪、克隆堂構、泣風樹而長號、懼丹青之歇滅。敢陳實錄、式題幽礎。乃爲銘云、
- 35 遠矣昌意、慶積源長、蒸哉祖武、休有烈光。建國命氏、吉祿其昌、乃祖乃父、芝蕙蕙芳。任切阿保、杖惟鷹揚、
- 36 經綸霸業、爲龍爲光。君公世濟、幼挺珪璋。才稱茂異、行表溫良。孝悌曾閔、悌擬汎姜。澡身浴德、玉質金相。
- 37 旌弓箠仕、觀國來賓、戎軒肇迹、臨義忘身。濟夷夷難、慮以下人、終始自結、抱慙懷眞。心辯治規、識通時贊、
- 38 出內謀猷、寔惟國幹。榮追三事、名參十亂、袞服虛陳、蜜章空設。大命近止、玄扃遽閉、隴月徘徊、山風騷屑。
- 39 厚夜方除、幽釘永滅、春秋迭代、德音無紀。

二、「宇文述墓誌」からみた宇文氏の出自認識

では「墓誌」の録文を踏まえた上で、まず、「墓誌」の冒頭に見える本貫地・祖先伝説を分析し、その出自認識を見ていきたい。正史における宇文述一族の本貫地・祖先伝説を見ると、宇文述の父宇文盛の列伝（『周書』卷二九・宇文盛伝）では、その本貫を「代人」とするのみであり、祖先伝説には言及していない。一方、『隋書』卷六一・

宇文述伝（以下、本伝と略す）には、

宇文述、字伯通、代郡武川人也。本姓破野頭、役屬鮮卑俟豆歸、後從其主爲宇文氏。

宇文述、字は伯通、代郡武川の人なり。本姓は破野頭、鮮卑の俟豆歸に役屬し、後其の主に従い宇文氏と爲る。

とあり、本貫を「代郡武川人」とし、元々は匈奴の破野頭出身で、鮮卑の宇文俟豆歸（北周宗室の先祖）に従い、宇文に改姓したとする。

この記述を裏付けるかのように、李密は宇文述の子化及の軍勢と衝突した際に、彼を「破野頭」と罵っている^⑮。これを見る限り、宇文盛・述一族は、正史編纂が行われた貞観年間には、匈奴の破野頭出身で、北周宗室の宇文氏とは、血縁関係にないと認識されていたことがわかる^⑯。

『周書』・『隋書』・『北史』が宇文盛・述の本貫を「代人」・「代郡武川人」としているのは、宇文盛の一族が北鎮出身であったことに由来しているものと思われる^⑰。実際、『周書』宇文盛伝には「曾祖伊與敦・祖長壽・父文孤、竝爲沃野鎮軍主」とあり、宇文盛の父祖は代北に設置された沃野鎮の下級指揮官をつとめていた。ちなみに、宇文述の子士及の本貫は、『旧唐書』卷六三と『新唐書』卷一〇〇の本伝では「雍州(京兆)長安人」に改められている。これは、隋唐代に入って、宇文氏が長安に定住したことを反映したものと思われる^⑱。

一方の「墓誌」に目を転ずると、宇文述の本貫は「遼西凡城人」と記されている。「遼西郡」は北魏の平州下の郡であり、「凡城」は三国時代から十六国時代にかけて平州盧龍の東にあった城である^⑲。この時期、胡族が漢族の本貫に仮託する事例は多いが、「遼西凡城」を本貫とする漢族は知られていない。一体何故、「墓誌」は、「遼西凡城」を本貫としたのだろうか。

ここで、北周宗室宇文氏の本貫地を確認したい。『周書』卷一・文帝紀上は、宇文泰の本貫を「代武川人」としているが、先祖の宇文莫那は陰山から南下し、遼西に居住したとする。次に、宇文泰の子の宇

文憲の神道碑を見てみると、その本貫は「恒州武川人」となっているが、先祖は西晋時代に黄龍(北魏の營州)に割拠していた(「據有黄龍」とする^⑳)。以上の史料から、北周から隋唐時代にかけて、北周宗室宇文氏の先祖は遼西に割拠したと認識されていたことがわかる。この認識と「遼西凡城」を本貫とする「墓誌」の記述との間には、何らかの関係があるのではないだろうか。

次に「墓誌」の祖先伝説を見ていこう。「墓誌」の二行目には、

昌意導其洪源、有葛茂其藁薄、基構輪奐、油篆昭彰、可略言矣。

昌意は其の洪源を導き、有葛は其の藁薄を茂んにし、基構(勢力)は輪奐(壮大美麗)にして、油篆(書籍・史書)に昭彰たること、略して言うべし。

とあり、その先祖に昌意・有葛の名をあげている。昌意は、黄帝の子で、顓頊の父にあたる人物であり、多くの胡族が彼を始祖としている。

『周書』文帝紀上では宇文氏の始祖を炎帝神農氏とするが、園田俊介氏は始祖を黄帝と明記する宇文氏の石刻史料があることから、宇文氏の祖先伝説の再検討が必要であると述べている^㉑。例えば、宇文泰の遠縁の宇文頊の墓誌^㉒には、

自大霧浮河、長虹映渚、基源於若水、纂系於蒼林。

大霧河に浮び、長虹渚に映りてより、源を若水に基き、系を蒼林に纂ぐ。

とある。「大霧浮河」は、黄帝の時代に濃霧が発生し、洛水から河図が出現したという故事を指し^㉓、「長虹映渚」は、虹のように大きな星

が華渚に流れ、黄帝の妻が少昊を生んだという故事を踏まえている。²³⁾ また、「若水」は昌意が生まれた地であり、「蒼林」は黄帝の子である。²⁴⁾ このように「宇文顕墓誌」の祖先伝説は、黄帝・昌意に係っているのである。園田氏の指摘したとおり、北周時代に宇文氏が黄帝・昌意を始祖とした可能性は高いものと思われる。これを踏まえると、昌意を始祖とする点で、「墓誌」と北周宗室の祖先伝説は一致することになる。

「墓誌」では昌意の次に「有葛」が登場する。宇文氏の祖先伝説に関わる人物で「葛」の字がつく人物は、『周書』文帝紀上に登場する北周宗室の先祖の「葛烏菟」以外見られない。『周書』文帝紀上には、有葛烏菟者、雄武多算略、鮮卑慕之、奉以爲主。遂總十二部落、世爲大人。

葛烏菟なる者有り、雄武にして算略多し、鮮卑之を慕い、奉じて以て主と爲す。遂に十二部落を總べ、世よ大人と爲る。

とある。「葛烏菟」は、『周書』文帝紀上の祖先伝説の中で、炎帝の次に登場する人物であり、事実上の始祖に位置付けられている人物である。「墓誌」に見える「有葛」は、この「葛烏菟」を指しているものと思われる。

以上、「墓誌」の本貫・祖先伝説が正史の記述と異なる事を確認した後、「墓誌」と北周宗室宇文氏の本貫・祖先伝説を比較してきた。その結果、北周宗室宇文氏と血縁関係にない宇文述の墓誌が、北周宗室と同じく「昌意」・「有葛（葛烏菟）」を先祖とし、本貫を北周宗室

の先祖が勢力を張った「遼西」としていたことが明らかとなった。おそらく、「墓誌」を作成した宇文士及は、本貫や祖先伝説の点で宇文述一族と北周宗室との出自を繋げ、一族の顕彰を図ったものと思われる。²⁵⁾ しかし、正史は宇文述の先祖が匈奴の破野頭出身であったことを明示して、宇文士及の出自認識を反映していない。

三、「宇文述墓誌」からみた宇文述像

1、北周時代の宇文述

本章では、北周時代・隋文帝期・隋煬帝期ごとに、「墓誌」と本伝などの正史を比較し、「墓誌」の宇文述像を浮き彫りにしていきたい。まず、北周時代の宇文述像を見てみよう。「墓誌」は宇文述の祖父について、「祖孤、魏太保・幽州刺史」とするが、『周書』卷二九・宇文盛伝は「文孤、竝爲沃野鎮軍主」とする。正史は贈官の「太保・幽州刺史」を載せず、「墓誌」は「沃野鎮軍主」であったことを載せていない。次に「墓誌」は、父の宇文盛が北周建国期の功臣であり、軍事・地方官として活躍したことを記す。なお、「墓誌」は宇文盛の諡を「忠誠公」とするが、正史には見えない。あるいは正史に見える宇文盛の封爵「忠城郡公」をさしている可能性もある。

父盛、周少師・大宗伯・上柱國、忠誠公。……于時周室草昧、國步權輿、宣力匪躬、締構王業。兵交則戰無全敵、勸義則縲負雲臺。贊此宏圖、剋成霸業。

父は盛、周の少師・大宗伯・上柱國・忠誠公。……時に周室草昧

(創建時)にして、國歩權輿(国のはじめ)たり、宣力(尽力)匪躬し(我が身を顧みない)、王業を締構す。兵交れば則ち戦いて全敵無く、義を勸むれば則ち緇負雲至す。此の宏圖を贊し、剋く霸業を成す。〔墓誌〕三、五行目)

「墓誌」が宇文盛の功績をたたえているのに対し、『周書』宇文盛伝は、宇文盛の官歴・事績を列挙するのみであり、『北史』卷六六に至っては、宇文盛には大した事績が無いため、立伝しないと述べている。

舊史有代人宇文盛、字保興、以武毅顯。盛弟丘、字胡奴、盛子述、位柱國、並有傳。然事無足可紀。盛見子述傳首、丘略之云。

舊史に代人宇文盛有り、字は保興、武毅を以て顯わる。盛の弟は丘、字は胡奴、盛の子は述、位は柱國、並びに傳有り。然れども事は紀すべきに足るもの無し。盛、子の述の傳首に見え、丘は之を略す。〔北史〕卷六六・論)

このように、宇文盛については、「墓誌」のみならず、『周書』と『北史』の間でも、その記述に温度差が存在する。しかし、宇文盛は、宇文泰に従って功績を立て、宇文泰没後は、北周の実権を握った宇文護に協力して大將軍に就任し、保定四年(五六四)には柱國を拜受し、「十二大將軍」クラスに次ぐ地位にあった。そのことは、天和五年(五七〇)に太宗伯(春官の長官)、建德二年(五七三)に少師(三孤)に就任していることから窺える。また、宇文盛の弟の丘も保定・天和年間に、左宮伯・延州總管・涼州總管などを歴任している。宇文盛・丘の経歴から、彼らが北周の有力胡族の一員であったことが確認でき

る。

父祖の記述に続けて、「墓誌」は、宇文述の優れた資質・徳行を述べ、北周における宇文述の官歴・事績を記す。

釋褐開府儀同三司、仍領周家宰親信。周武帝纂圖、引公居臥内。正而不毅、諫而不犯、出則勤功、入能替否。……建德元年、授左宮伯。忠篤簡于帝心、明允著於所蒞。三年、改授宮伯。于時周齊密邇、烽候相望、……東夏剋平、厥功甚懋。功授大將軍・濮陽郡公。俄爲大司衛。四年、遷大司御。

開府儀同三司に釋褐し、仍りて周家宰親信を領す。周武帝圖を纂ぐや、公を引きて臥内に居らしむ。正して毅たけからず(正直だが傲慢ではない)、諫めて犯さず(諫言しても分をわきまえる)、出れば則ち功に勤め、入りては能く替否たがひす(諫めて過ちを正す)。……建德元年(五七二)、左宮伯を授けらる。忠篤たること帝心に簡

ばれ、明允たること蒞む所に著わる。三年(五七四)、改めて宮伯を授けらる。時に周齊密邇にして、烽候相い望み、……東夏(北齊)剋平し、厥の功甚だ懋んなり。功もて大將軍・濮陽郡公を授けらる。俄かにして大司衛と爲る。四年(五七五)、大司御に遷る。〔墓誌〕七、一〇行目)

「周家宰親信」は北周前半期の大家宰(天官府の長官。丞相に相当)であった宇文護の親信(護衛官)をさす。宇文述が宇文護の親信となつたことは本伝に、

述性恭謹沈密、周大家宰宇文護甚愛之、以本官領護親信。

述、性は恭謹沈密、周冢宰宇文護甚だ之を愛し、本官を以て護の親信を領せしむ。

とあることから裏付けられる。その他の左宮伯・宮伯・大司衛・大司御は、いずれも禁衛関係の高官である。宇文述が北周時代に一貫して、禁衛関係の官職に就いた背景には、父の宇文盛が、北周において「十二大將軍」クラスに次ぐ地位にあったことその他に、叔父の宇文丘が禁衛の左宮伯に就任していたことも関係していよう。なお、本伝には、宇文述が宮伯・大司衛・大司御に就任したことは記されておらず、左宮伯の次に英果中大夫（職掌不明。「墓誌」には見えない）に就任したとする^②。「墓誌」と本伝の北周時の宇文述の官歴の違いを示す左のようになる。

墓誌・開府儀同三司・周冢宰親信↓左宮伯↓宮伯↓大司衛↓大司御

本伝・開府儀同三司・護親信↓左宮伯↓英果中大夫

「墓誌」には、宇文述は宇文護の親信となった後、武帝の側近となって信任され、建徳元年（五七二）に武帝が宇文護を誅殺して親政を開始すると、禁衛の左宮伯・宮伯などを歴任し、北斉進攻の際にも活躍したとあるが、本伝は武帝と宇文述の関係を記していない。宇文述が宇文護誅殺後の建徳元年に左宮伯に就任し、その後も禁衛関係の官職を歴任していることを踏まえると、「墓誌」のいうように武帝の親政以前から宇文述と武帝の間に信頼関係があったとみてよいのではないだろうか。または、武帝の宇文護誅殺に協力した可能性も考えられ

よう。

2、隋文帝期の宇文述

「墓誌」の一〇〇〜一二行目には、天命が北周から隋に移り、その際に発生した尉遲迥の反乱平定に、宇文述が活躍したことが記されている。

大象二年、歴厭周徳、鼎移隋運、尉遲稱兵、擁據漳滏。公爲捻管、討擊不庭、料敵制勝、騁變乘機。……授上柱國・褒國公。隋高祖受命、以公爲右武衛將軍。

大象二年（五八〇）、歴は周徳を厭い、鼎は隋運に移らんとするや、尉遲迥兵を稱し、漳滏に擁據す。公、捻管と爲り、不庭（朝廷に服さない者）を討撃し、敵を料り勝を制し、變に騁せ機に乗ず。

……上柱國・褒國公を授けらる。隋高祖受命し、公を以て右武衛將軍と爲す。

この時の具体的な戦闘の様子は本伝にも記されており、本伝と「墓誌」の記述は一致する。しかし、隋建国後に就任した官職について、本伝が右衛大將軍（正三品）とするのに対し、「墓誌」は右武衛將軍（從三品）とする。右武衛將軍は外軍の宿衛を掌る右武衛大將軍の部下であり、右衛大將軍は十二衛府の一つで宮廷内の禁衛を掌る官職である。^③開皇初年には、楊弘・楊雄といった文帝の親族が右衛大將軍に就任したこと^④から、宇文述は本伝のいう右衛大將軍ではなく、「墓誌」のいう右武衛將軍に就任したと見るのが妥当だろう。

ついで「墓誌」・本伝ともに、開皇八年（五八八）に行われた陳平定について記述しているが、「墓誌」は宇文述が高頌とともに全軍を統括したとする。

八年、平陳、公爲水軍総管、與僕射高頌統軍事。

八年、陳を平らぐに、公、水軍総管と爲り、僕射高頌と軍事を総統す。（「墓誌」一二・一三行目）

確かに高頌は、このとき晋王楊広の補佐役として元帥長史となり、陳進攻を指揮した³²。しかし、本伝によると宇文述は行軍総管として、六合より進撃しており、高頌とともに全軍を統括したわけではない。これは「墓誌」の撰者が、宇文述の事績を潤色したものと思われる。統けて「墓誌」は、陳平定時に発生した蕭巖の抵抗を鎮圧する様子を記す。この時の活躍は本伝にも克明に記されており、「墓誌」と本伝の記述は一致する。

宇文述はこの功績により、安州総管に任じられ、ついで寿州総管に就任した³³。本伝には、揚州に赴任した楊広（後の煬帝）が宇文述を寿州総管に転任させたという記事が見える。そして、宇文述が楊広を皇太子とするため、楊素・楊約兄弟を仲間に引き込んだ様子が描かれているが、「墓誌」にはこの時点で楊広と宇文述の関係を示す記述は見られない。かわって安州・寿州における宇文述の治世を賞賛した後、文帝が宇文述の家系・才能を重んじ、公主（楊広の娘）を宇文述の子（士及）に降嫁させたことが記されている。

高祖以公門傳鍾鼎、世功青祿、贊時偉器、立事立言、文武是經、

才行闡茂、引居戚屬、隱以腹心、公主釐降、聿嬪公子。

高祖、公、門は鍾鼎を傳え、世よ功し青よ祿し、贊時（時代を荷う）の偉器にして、事を立て言を立て、文武是れ經め、才行闡茂なるを以て、引きて戚屬に居らしめ、隠るに腹心を以てし、公主

釐降（降嫁）し、聿に公子に嬪す。（「墓誌」一六・一七行目）

また、『旧唐書』卷六三・宇文士及伝も、文帝が宇文士及を気に入って通婚を命じたとし、楊広と宇文述との関係を記していない³⁴。ところが本伝では、楊広主導で、南陽公主（楊広の娘）と宇文士及の婚姻が結ばれたとする³⁵。

確かに最終的には文帝が南陽公主と宇文士及の婚姻を許可したことは間違いないだろう。しかし、楊広の立太子過程や煬帝即位後の宇文述に対する信任を考えると、本伝に記された楊広と宇文述の密接な関係を無視することはできない。「墓誌」・本伝の記述を整合的に解釈すると、宇文述との関係をより緊密にするため、楊広が南陽公主と宇文士及の婚姻を提案し、それを受けて文帝が功績・家柄（北周以来の有力胡族）などを勘案して降嫁を許可したということになる。 「墓誌」は楊広との関係を薄く見せかけたものと考えられる。なお、「墓誌」・正史ともに南陽公主の降嫁時期を明示していないが、隋の「馬称心墓誌」に、

至開皇十九年、南陽公主出降許門、妙擇女師、精搜保姆。

開皇十九年に至り、南陽公主出でて許門（許国公宇文述の一門）

に降り、女師を妙擇し、保姆を精搜す。

とあることから、この降嫁が開皇一九年（五九九）に行われたことがわかる。^⑧

次に「墓誌」は、開皇一九年（五九九）に楊広が突厥を攻撃した際にその長史となって活躍し、仁寿元年（六〇一）に太子左衛率に就任したとする。

十九年、獯獫放命、晉王北討。公爲長史、仗武乘邊、申威河外、

計如投水、思若轉規。嚴鼓裁通、兇醜潰散。仁壽元年、爲左衛率。

東儲寄深、故有斯授。

十九年（五九九）、獯獫（突厥）放命し、晉王（楊広）北討す。

公、長史と爲り、武に仗り邊に乘じ、威を河外に申ばし、計は水

に投ずるが如し、思は規を轉ずるが若し。嚴鼓裁に通じ、兇醜

潰散す。仁壽元年、左衛率と爲る。東儲（皇太子楊広）寄するこ

と深く、故に斯の授有り。（「墓誌」一八・一九行目）

注意すべき点は、「墓誌」が開皇年間における楊広と宇文述の密接な関係を全く記さず、ここで初めて楊広との関係を記している点である。「墓誌」の記述を見る限り、開皇一九年（五九九）の突厥攻撃を通じて、初めて宇文述と楊広が結びつき、深く信任されて仁寿元年（六〇一）に太子左衛率に登用されたことになる。しかし、本伝および『資治通鑑』卷一七九・隋紀三には、宇文述は楊広立太子の功績によって、開皇二〇年（六〇〇）十一月に左衛率となったとある。また、開皇一九年に突厥攻撃を指揮したのは漢王楊諒である。楊広の突厥攻撃は開皇二〇年（六〇〇）四月であり、この時長史となったのは楊素

である。^⑨。そもそも、開皇一八年（五九八）から仁寿元年（六〇一）にかけて行われた突厥との戦役に宇文述が参加したという記録は一切見えない。この点でも「墓誌」と本伝の記述は食い違う。

既述したように「墓誌」は、楊広と宇文述との関係を薄く見せかけるため、開皇年間における楊広と宇文述との密接な交流を記さなかった。そのため、楊広の宇文述に対する信任ぶりを説明するためには、突厥攻撃時に楊広の元帥長史になって、軍事的功績をあげて信頼されたという記事を挿入する必要があったものと思われる。このような宇文述像は、楊広と積極的に結びつき、その側近として活躍したとする本伝の宇文述像と大きく異なっている。

3、隋煬帝期の宇文述

本伝によると、煬帝即位後、宇文述は左衛大將軍に就任した。「墓誌」にはこの左衛大將軍就任の記事は見えず、吐谷渾征伐に成功し、開府儀同三司を加えられ、左翊衛大將軍に就任したとする。

煬帝嗣業、深相任委。……渾境逆命、爲歲已淹、鐵勒契弊、通相搖蕩。公丹廕所指、一時款服、招携以禮、咸稱茂遂。其年、授開府儀同三司。此職晉魏以來、舊同槐鉉、周隋改質、官失其序。今之所除、抑推前典。公與齊王特隆此命、朝野榮之。有頃授左翊衛大將軍。

煬帝業を嗣ぐや、深く相い任委す。……渾境（吐谷渾）命に逆い、歳を爲すこと已に淹しく、鐵勒の契弊、通いに相い搖蕩す。公、

丹塵の指す所、一時に款服し、招携するに禮を以てし、咸な茂遂を稱える。其の年、開府儀同三司を授けらる。此の職は晉魏以來、舊は槐鉉（三公）に同じ、周隋改め賀え、官は其の序を失う。今の除する所、前典を抑推す。公、齊王と特に此の命を隆「降」され、朝野之を榮とす。有頃、左翊衛大將軍を授けらる。（「墓誌」一九〇二二行目）

この「墓誌」の開府儀同三司拝受の記述は、『隋書』卷二八・百官志下の煬帝官制の項目に、

開皇中、以開府儀同三司爲四品散實官。至是改爲從一品、同漢魏之制、位次王公。

開皇中、開府儀同三司を以て四品の散實官と爲す。是に至り改めて從一品と爲し、漢魏の制と同じくし、位は王公に次ぐ。

とあるように、開府儀同三司が煬帝期に從一品に位置付けられたことを反映している。煬帝期に開府儀同三司を授けられた人物は、「墓誌」中にも言及されている煬帝の第二子齊王楊暕が、宇文述と同年の大業三年（六〇七）九月に拝受した外は、蘇威（六一三年）・來護兒（六一六年）・宇文協（不明）のわずか三名である。なお、ここで、注意しておきたいのは、「墓誌」が吐谷渾征伐に続けて開府儀同三司拝受を記し、本伝とその順序が逆になっている点である。『隋書』卷三・煬帝紀上によると、宇文述の吐谷渾征伐は、開府儀同三司拝受の翌年の大業四年（六〇八）七月に行われた。「墓誌」は、開府儀同三司拝受と吐谷渾征伐の順序を敢えて逆に記し、開府儀同三司拝受の理由を

吐谷渾征伐の功績に求めているのである。また、「墓誌」は開府儀同三司拝受の後、左翊衛大將軍に就任したと記すが、左翊衛大將軍は左衛大將軍を改称した將軍号であり、宇文述は煬帝擁立の功績によって、既に大業元年に左衛大將軍に任じられていた。「墓誌」と本伝の記事の違いを示すと左の様になる。

墓誌…吐谷渾征伐↓開府儀同三司拝受↓左翊衛大將軍就任

正史…左衛大將軍就任↓左衛大將軍を左翊衛大將軍に改称↓開府

儀同三司拝受↓吐谷渾征伐

これら一連の順序の入れ替えから、煬帝と宇文述の関係を薄く見せかけようとする「墓誌」の作為性がよみとれるであろう。

煬帝期の宇文述について、本伝には、

還至江都宮、勅述與蘇威常典選舉、參預朝政。述時貴重、委任與蘇威等、其親愛則過之。……時述貴倖、言無不從、勢傾朝廷。……

然性貪鄙、知人有珍異之物、必求取之。富商大賈及隴右諸胡子弟、述皆接以恩意、呼之爲兒。由是競加餽遺、金寶累積。……述之寵遇、當時莫與爲比。

還りて江都宮に至り、述に勅して蘇威と常に選舉を典らしめ、朝政に參預せしむ。述、時に貴重にして、委任は蘇威と等しくも、其の親愛は則ち之を過ぐ。……時に述貴倖にして、言は従われざる無く、勢は朝廷を傾く。……然れども性は貪鄙にして、人に珍異の物有るを知れば、必ず求めて之を取る。富商大賈及び隴右の諸胡の子弟、述、皆な接するに恩意を以てし、之を呼びて兒と爲

す。是に由りて競いて餽遺を加えられ、金寶累積す。……述の寵遇、當時與に比を爲す莫し。

とあり、宇文述が蘇威とともに朝政に参与し、煬帝に寵愛されたこと、貪欲な性格で賄賂を好んだことなどが記されている。また、『隋書』卷四一・蘇威伝では、蘇威・裴矩・裴蘊・虞世基とともに朝政に参与し、「五貴」と呼ばれたとする。同様の記述は『隋書』卷六七・虞世基伝にも見える。「墓誌」の二三行目にも、

雖職參戎寄、任綜時機、出内敷納、咨度政事。

職は戎寄（軍事）に参じ、任は時機を綜べると雖も、敷納（献策）を出内し、政事を咨度す。

とあり、宇文述が軍事を掌りつつ、政治にも参与したことが記されているが、本伝のように貪欲な性格で賄賂を好んだことなどは当然のことながら記されていない。

「墓誌」は、宇文述が政治に参与したという記事の後に、大業六年（六一〇）に江都で水軍訓練を行ったこと、高句麗遠征に参加し、軍を全うして帰還したこと、大業十一年（六一五）に突厥が雁門を包囲した際に、突厥を撃退したことを記す。

六年、江都肆習水戰、勅公檢校、……胡人觀者、喪精奪魄。煬帝征遼、出師之盛、九軍失御、多見淪沒。公統率有方、全師反旆。十一年、突厥可汗親勒兵衆、攻圍雁門、……煬帝嬰城自守、慮不圖全。公策自匈襟、奇正儵忽、賊謂神兵、擁徒北走。六年、江都に水戰を肆「肆」習し、公に勅して檢校せしめ、……

胡人の觀る者、精を喪い魄を奪わる。煬帝遼を征し、出師の盛あるも、九軍御を失い、多く淪沒せらる。公、統率方有り、師を全うし旆を反す。十一年、突厥の可汗親ら兵衆を勒し、雁門を攻圍し、……煬帝嬰城して自守し、全きを圖らざるを慮る。公、策は匈襟よりし、奇正（奇襲と正攻）儵忽（電光石火）にして、賊、神兵と謂い、徒を擁して北走す。（「墓誌」二二二～二五五行目）

江都で水軍訓練を行ったことは、文献史料には見えず、「墓誌」の記述によって初めて明らかとなった。この水軍訓練は、高句麗遠征を念頭に置いて行われたものであろう。高句麗遠征の準備の様子が窺える興味深い記述である。

一方、高句麗遠征と突厥の雁門包囲に関する記述は、本伝の記述と大きく異なる。本伝や『隋書』卷四・煬帝紀下、『隋書』卷六〇・于仲文伝などには、宇文述は大業八年（六一二）の第一次高句麗遠征の際、扶余道軍將となったが、高句麗軍の策にかかって大敗を喫し、煬帝の怒りを買って除名されたとある。また、本伝によれば、大業十一年（六一五）の突厥の雁門包囲の際、宇文述は包圍網の突破を進言し、樊子蓋に無謀な策として止められている。このことは、『隋書』煬帝紀下や『隋書』卷六三・樊子蓋伝にも記されている。これらの『隋書』の記述に矛盾が見られないことから、「墓誌」よりも本伝の記述の方が事実に近いものと思われる。「墓誌」は宇文述を顕彰するため、その不名誉な事績を糊塗したのである。

「墓誌」は、こうした一連の宇文述の「功績」に続けて、各地で反

乱が発生しても宇文述が煬帝に忠誠を尽くしたことを述べた後、宇文述が大業一三年（六一七）九月二日に江都で没したことを記す。

屬王綱弛紊、政教凌夷、人情彼此、盡爲敵國。啓沃亟陳、無救傾誠、固主之心、終始若一。勁松彰於歲寒、貞臣見於國危、公之謂矣。與善襄應、身隨化往。以隋大業十三年九月廿一日薨於江都。時年七十一。

屬ま王綱弛紊し、政教凌夷し、人情彼此、盡く敵國と爲る。啓沃（諫言）亟（しばしば）ば陳べ、傾誠（不正・邪な様）を救うこと無きも、主を固めるの心、終始一の若し。勁松は歳の寒きに彰れ、貞臣は國の危うきに見わるは、公の謂いなり。與善襄應し、身は化往に隨う。隋大業十三年九月廿一日を以て江都に薨る。時に年七十一。

〔墓誌〕二六・二七行目）

この宇文述の死亡年月日について、『隋書』煬帝紀下は、大業一二年（六一六）一〇月六日とし、『墓誌』の記述と食い違ふ。『隋書』煬帝紀下によると、大業一二年一二月に、來護兒が行左翊衛大將軍（宇文述の最終官職）に就任していることから、この時点で宇文述は死亡していたと推定できる。また、大業一二年から一三年までの『隋書』の記述を逐一見ても、宇文述の生存を窺わせる記述は見出せない。これらのことから、宇文述は『隋書』のいう大業一二年一〇月に没したとみるべきであろう。とすると、何故「墓誌」は、宇文述の没年を大業一三年としたのだろうか。大業一二年〜一三年は、各地で次々に反乱が発生した。前述したように「墓誌」には、各地で反乱が発生しても、

宇文述が煬帝に忠誠を尽くしたことが記されていた。このことから、反乱が各地で発生した煬帝政權末期においても、宇文述が忠誠を尽くしたことを強調し、宇文述の顕彰を図ったという見方も成り立つ。しかし、現時点では、確たることは論じ得ない。後考に期したい。

宇文述没後の大業一四年（義寧二年・六一八）三月、宇文述の子化及は江都で挙兵し、煬帝を弑殺した^④。その後、宇文化及は煬帝の甥の楊浩を擁立し、北上を開始した。そして武徳元年（六一八）九月には楊浩を殺害して帝位につき、国号を許としたが、翌年二月に竇建徳に敗れ、宇文化及は処刑された。その弟の宇文士及は、宇文化及の下で内史令に就任したが、李淵と誼を通じ、宇文化及敗死後、唐に降伏した。その後、彼は李世民に従い、宋金剛・王世充・竇建徳の平定に功績をあげ、天策府司馬（「墓誌」には長史とある^⑤）・中書侍郎などを歴任した。また、宇文述の娘は、『旧唐書』卷六四・高祖二十二子・韓王元嘉伝に、

母宇文昭儀、隋左武衛大將軍述之女也。早有寵於高祖、高祖初即位、便欲立爲皇后、固辭不受。元嘉少以母寵、特爲高祖所愛。

母は宇文昭儀、隋左武衛大將軍述の女なり。早くに高祖に寵されること有り、高祖初めて即位し、便ち立てて皇后と爲さんと欲するも、固辭して受けず。元嘉少くして母の寵を以て、特に高祖の愛する所と爲る。

とあるように、高祖李淵の昭儀となり、立皇后を図られるほど寵愛された。武徳年間に唐朝によって宇文述に「司空公・上柱國・許國公」

が追贈された背景には、宇文士及の功績の他に、宇文述の娘が高祖李淵に寵愛されたことが関係していると思われる。なぜならば、宇文述への贈官は他の功臣父祖への追贈に比べて際立って高く、武徳元年（六一八）に竇皇后（既に死没）の亡父竇毅に贈られた「司空・使持節・總管荊郢等十州諸軍事・荊州刺史・杞國公」や、貞觀元年（六二七）に長孫皇后（既に死没）の亡父長孫晟に贈られた「司空・上柱國・齊國公」と同格だからである。なお、『周書』・『隋書』には、竇皇后・長孫皇后（亡父）への追贈が記されているにもかかわらず、宇文述への追贈に関する記事は一切見えない。

4、「宇文述墓誌」と『隋書』の宇文述像の違いについて

以上、「宇文述墓誌」と『隋書』の宇文述像を比較してきたが、その結果を年譜の形でまとめると表2（二五頁参照）のようになる。これを見ると、「墓誌」と本伝では、北周・隋初の官歴・功績に一致点が数か所見られるほかは、ことごとく記述内容が異なっていた。

まず、「墓誌」の記述によって、宇文述が北周・隋初に左宮伯・宮伯・司衛・右武衛將軍といった禁衛関係の官職を歴任していたことが明らかとなった。彼は陳平定から十年ほどは地方官（安州・壽州）に出ているが、開皇二〇年（六〇〇）には再び太子左衛率（東宮の禁衛）に就任し、煬帝即位後には左翊衛大將軍となっている。彼が「五貴」の一人として権勢をふるった背景には、北周以来の禁衛に対する影響力が関係した可能性が考えられるのではないだろうか。

次に、「墓誌」の宇文述像に注目すると、そこでは一貫して彼の軍事的功績を強調していることがわかる。すなわち、宇文述は、北齊進攻・尉遲迥の乱平定・陳進攻・突厥攻撃・吐谷渾攻撃・高句麗遠征・突厥の雁門包圍撃破に「功績」をあげている。また、北周武帝・隋文帝・煬帝に信任され、死ぬまで隋に忠誠を尽くした様子が描かれている。だが、すでに指摘したように、高句麗遠征や突厥の雁門包圍撃破に関する「墓誌」の記述は、明らかに宇文述の事績を美化し、その敗戦・失策を糊塗していた。さらに「墓誌」は、文帝期における楊広（煬帝）と宇文述との密接な関係を全く記さず、宇文述が太子左衛率に就任した背景を説明するために、実際に参加したか疑わしい開皇末年の突厥攻撃の記事を挿入していた。煬帝期においても、開府儀同三司拜受の時期をずらし、煬帝の寵臣であったことを記さず、宇文述と煬帝の関係を薄く見せかけようとしていた。ただし、「墓誌」の一九行目に「東儲寄深、故有斯授。煬帝嗣業、深相任委」とあるように、煬帝に信任されたことを記しており、煬帝との関係を全く記さないわけではない。「墓誌」はあくまで軍事的功績によって煬帝に信任されたという宇文述像を描いているのである。

しかし本伝は、文帝期に宇文述が楊広（煬帝）と結びついて、その立太子を画策し、煬帝即位後、寵愛されて、江都宮で蘇威らとともに朝政に参与したことを克明に記していた。また、第一次高句麗遠征では、大敗を喫したため除名されたことや、突厥の雁門包圍の際、突破を進言し、無謀な策として退けられたことも記されている。さらに、

賄賂を好む貪欲な性格という記述も見られる。『隋書』の宇文述像の総まとめともいえる史臣曰条には、

史臣曰……宇文述・郭衍以水濟水、如脂如韋、便辟足恭、柔顏取悅。君所謂可、亦曰可焉、君所謂不、亦曰不焉。無所是非、不能輕重、默默苟容、儉安高位、甘素餐之責、受彼己之譏。

史臣曰く……宇文述・郭衍は水を以て水を濟え（君主に付和雷同する）、脂の如し韋の如し（時俗に媚びて世とともに浮沈するもの）、便辟足恭（媚びへつらう）にして、柔顏取悅（人の機嫌をとる）なり。君の可と謂う所は、亦た可と曰い、君の不と謂う所は、亦た不と曰う。是非する所無く、輕重する能わず、默默として苟容し（人の氣に入るようにする）、高位を儉安し、素餐（功勞が無いのに高位にいる）の責に甘んじ、彼己（徳が薄いの）に位の高いこと）の譏を受く。

とあり、宇文述に対し、煬帝に付和雷同し、媚びへつらうって寵愛を得た佞臣という評価を下している。

隋代における宇文述と煬帝の密接な関係を踏まえると、やや強調された向きがあるにせよ、『隋書』の記述はある程度事実を反映しているものと思われる。しかし、既にアーサー・F・ライト氏が指摘しているように、『隋書』は宇文述の評価を貶めた可能性を持っている。^① 実際、『隋書』は唐朝による宇文述への追贈について全く言及していない。「墓誌」は宇文述を顕彰するため、その事績を潤色し、『隋書』は政治的意図により、宇文述の悪評を強調したものとおもわれる。

終わりに

本稿では、「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝の記述を比較し、その出自認識や宇文述像の違いについて検討してきた。その結果をまとめると次のようになる。

① 宇文述の出自について、『隋書』は匈奴の破野頭に出自を持つ「代郡武川人」とするが、「墓誌」は本貫を北周宗室の先祖が勢力を張った「遼西」とし、北周宗室の事実上の始祖にあたる「有葛（葛烏菟）」を先祖としていた。宇文士及は、本貫や祖先伝説の面で北周宗室との関係性を強調し、宇文述一族の顕彰を図ったものと思われる。しかし、『隋書』は宇文述一族が破野頭出身であることを明示し、宇文士及の出自認識を反映していない。

② 「墓誌」の記述から、宇文述が北周・隋初に左宮伯・宮伯・司衛・右武衛將軍などの禁衛関係の官職を歴任していたことが明らかとなった。彼は陳平定から十年ほどは地方官となったが、開皇二〇年（六〇〇）には太子左衛率となっている。彼が煬帝即位後、左翊衛大將軍として権勢をふるった背景には、北周以来の禁衛に対する影響力が関係していた可能性が考えられる。^② この点を踏まえ、今後、隋代における宇文述の位置・役割を再検討していく必要があるだろう。

③ また、「墓誌」によって、武徳年間に宇文述に「司空公・上柱國・許國公」が追贈されていたことがわかった。この贈官は、竇

皇后・長孫皇后への贈官と同格である。このことから、宇文述への追贈の背景には、宇文述の娘が高祖李淵の昭儀となり、立皇后を検討されるほど寵愛されたことが関係していると思われる。しかし、竇皇后・長孫皇后の亡父への追贈が、『周書』・『隋書』に記されているのに対し、宇文述への追贈については全く記述がない。

④ 「墓誌」と本伝の記述を比較すると、隋代の事績に大きな違いが存在していた。「墓誌」は宇文述の軍事的功績を強調し、文帝・煬帝に信任された忠臣という宇文述像を描いていた。一方、『隋書』は、煬帝に寵愛された武人あがりの佞臣という宇文述像を描き出している。その内容を比較すると、『隋書』の記述の方が宇文述の実像に近いものと思われる。「墓誌」は宇文述を顕彰するため、その事績を美化したのであろう。しかし、その一方で、『隋書』が執拗なほど宇文述の悪評を記している点や、武徳年間の宇文述への追贈について全く言及していない点に、政治的意図が感じられる。今後、宇文述の再検討を行うためには、『隋書』の政治的意図に迫る必要がある。

「墓誌」の描く宇文述像は、正史の描く宇文述像と全くと言っていいほど異なっていた。宇文士及にとっては、「墓誌」の宇文述像こそ、「正しい」宇文述像であったはずである。しかし、その宇文述像は、正史に全く反映されていない。これは、一見、当然のように思われよう。なぜなら、唐朝が『隋書』を編纂した際に、墓中に埋葬された

「墓誌」を参照したとは考えにくいからだ。しかし、王方慶撰「魏鄭公諫録」巻四・对隋大業起居注条^⑧には、次のような興味深い記事がみえる。

太宗曰「起居注既無、何因今得成史。」公對曰「隋家舊史、遺落甚多。比其撰録、皆是採訪、或是其子孫自通家傳、參校三人所傳者、從二人爲實。」

太宗曰く「起居注既に無く、何に因りて今史を成すを得るや」と。公對えて曰く「隋家の舊史、遺落甚だ多し。其の撰録に^{およ}比び、皆な是れ採訪し、或いは是れ其の子孫自ら家傳に通じれば、三人の傳える所の者を參校し、二人に従いて實と爲す」と。

太宗が「隋の起居注は現存していないが、何によって『隋書』を編纂したのか」と魏徵に問うと、魏徵は「隋の記録は遺落が激しかったので、『隋書』編纂に際しては、探訪して調査し、また子孫が家伝に通じていれば、三家の伝えている内容を比較し、二家の内容が一致したものを事実としました」と答えている。この記述が事実を反映しているならば、唐朝は『隋書』を編纂する際に、各家の家伝を参考資料としたことになる。^⑨「墓誌」は家伝ではないが、「墓誌」が宇文士及にとつての「正しい」宇文述像であった以上、彼は『隋書』編纂時に「墓誌」を基調に据えた家伝を示したものと思われる。しかし、『隋書』は宇文士及の宇文述像どころか、本貫地や祖先伝説でさえも反映させず、むしろ、破野頭出身であることを明示し、貪欲な佞臣という否定的な宇文述像を描いている。

宇文述の子の士及は、武徳二年（六一九）に唐に降伏した後、李世
民に従い、宋金剛・王世充・竇建徳の平定に功績をあげ、天策府司馬・
中書侍郎・檢校侍中などを歴任し、唐室の寿光県主（系統不明）を妻
とした。また、宇文述の娘は、李淵の昭儀となり寵愛された。これら
の背景を踏まえ、武徳年間には宇文述に対する追贈と改葬が行われた。
さらに宇文士及は武徳九年（六二六）六月の玄武門の変に際して功績
をあげ、太子詹事となり、七月には中書令に就任した。『周書』・『隋
書』といった正史が、唐朝の功臣の父祖に対し、曲筆していることは
古くから指摘されている。にも関わらず、『隋書』には「墓誌」の宇
文述像が全く反映されていない。これは一体何故だろうか。この問題
については、高祖期と太宗期の政治状況・歴史認識の違いに注意し、
稿を改めて論じてみたい。

注

- (1) 布目潮風『つくられた暴君と名君 隋の煬帝と唐の太宗』（清水書院
一九八四年、初版一九七五年）、アーサー・F・ライト著、布目潮風・
中川努訳『隋代史』（法律文化社、一九八二年）、氣賀澤保規『中国の歴
史六 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』（講談社、二〇〇五年）七七〜七
八頁参照。
- (2) 例えば、軍事制度に関しては、氣賀澤保規『府兵制の研究』（同朋舎、
一九九九年）、平田陽一郎「隋煬帝期府兵制の再検討——繪管制廃止と
都尉官設置について——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四五
四、二〇〇〇年）などがある。地方行政制度については、内田昌功「隋
煬帝期の地方行政改革と通守制度」（『北大史学』三六、一九九六年）が

ある。また、官制改革については、内田昌功「煬帝期官制改革について
の基礎的研究」（『史朋』三三三、二〇〇〇年）、同「隋煬帝期官制改革の
目的と性格」（『東洋学報』八五四、二〇〇四年）がある。

- (3) 山崎宏「隋朝官僚の性格」（『東京教育大学文学部紀要』六、一九五六
年）、王永平「隋代江南士人之北播及其命運沈浮」（同著『中古士人遷移
与文化交流』社会科学文献出版社、二〇〇五年）参照。また、煬帝期に
おける北斉系官僚の進出とその蹉跌については、堀井裕之「即位前の唐
太宗・秦王李世民集團の北斉系人士の分析」（『駿台史学』一二五、二〇
〇五年）参照。なお、「五貴」のうち、北周系官僚の蘇威については、
氣賀澤保規「蘇威をめぐる隋の政界について」（『森鹿三博士頌寿記念論
文集』同朋舎、一九七七年）がある。

- (4) 前掲注(2)内田昌功「隋煬帝期官制改革の目的と性格」参照。

- (5) 伊藤氏は、煬帝は賢才主義の理念を名目に、私的に結びついた官僚
（朋党）を基軸として「旧南北朝を包括した新支配集團の構築を目指し
た」とする。伊藤誠浩「隋煬帝期における朋党の性格とその展開」（『文
研会紀要』〈愛知学院大学〉二二、二〇〇一年）参照。

- (6) 前掲注(5)伊藤論文参照。

- (7) 袁剛『隋煬帝伝』（人民出版社、二〇〇一年）四七五〜四七六頁参照。

- (8) 邱久栄「鮮卑貴族在隋代統治集團中的地位」（『中央民族学院学报』一
九八一—四）は、宇文述が煬帝期に一貫して信任され、政務をとったこ
とは、特異な事例であるとす。また、劉健明氏は宇文述の没後、その
子の化及が煬帝弑殺に成功した背景について、宇文述の禁衛に対する影
響力が関係しているとする。劉健明「江都事変」（同著『隋代政治与对
外政策』天津出版、一九九九年、初出一九九六年）参照。

- (9) 前掲注(1)ライト書、二二一〜二二二頁参照。

- (10) 近年、園田俊介氏は、出土史料を中心に北魏の独孤氏・拓跋氏の祖先
伝説の形成過程を分析し、彼らの出自認識を解明している。園田俊介
「南北朝時代における匈奴劉氏の祖先伝説とその形成」（『大学院研究年

- 報』(中央大・文学研究科)三四、二〇〇五年)、同「北魏・東西魏時代における鮮卑拓跋氏(元氏)の祖先伝説とその形成」(『史滴』二七、二〇〇五年)参照。
- (11) 『新唐書』卷七一下・宰相世系表一下・宇文氏は破野頭を費也頭とし、『元和姓纂』卷六・宇文氏は費也頭とする。
- (12) 『魏書』卷一〇三・匈奴宇文莫槐伝には「出於遼東塞外、其先南單于、遼屬也、世爲東部大人。(遼東の塞外に出づ、其の先は南單于の遼屬なり、世よ東部大人と爲る。)」とあり、宇文氏の出自を匈奴とし、遼東に割拠していたとする。『北史』卷九八・匈奴宇文莫槐伝、『元和姓纂』卷六・宇文氏、『新唐書』卷七一下・宰相世系表一下・宇文氏も同様。これらの記述から、姚薇元氏・周一良氏は宇文氏を匈奴出身とする。姚薇元『北朝胡姓考(修訂本)』(中華書局、二〇〇七年、初版一九六二年)一八一〜一八四頁、周一良「論宇文周之種族」(同著『魏晉南北朝史論集』北京大学出版社、一九九七年、初出一九三八年)参照。一方、『周書』と『隋書』は、北周宗室を鮮卑とする。馬長壽氏は、宇文氏(南匈奴系)は二〜三世紀に鮮卑と合流し、同化したとする。馬長壽『烏桓与鮮卑』(廣西師範大学、二〇〇六年、初版一九六二年)参照。
- (13) 『資治通鑑』卷一八五・唐紀一・武徳元年(六一八)六月条には、「密敎之曰「卿本匈奴早隸破野頭耳」(密、之を數めて曰く「卿は本匈奴の早隸破野頭なるのみ)」とある。『新唐書』卷八四・李密伝にも同様の記事がある。
- (14) ただし、破野頭から宇文に改姓していることから、擬似的血縁に基づく従属関係にあったと考えられる。川本芳昭「部族解散の理解をめぐって」(同著『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年)一四〇〜一四二頁参照。
- (15) 松下憲一氏は、『北齊書』『周書』『隋書』では、北魏時代に北辺に残留したもので、各王朝の支配者集団を形成したもので、とくに各王朝の創始者と密接な関係を持つ人物が「代人」とされている」と述べている。
- 松下憲一「北朝正史における代人」(同著『北魏胡族体制論』北海道大学出版会、二〇〇七年)一八九〜一九〇頁参照。
- (16) なお、唐の顯慶五年(六六〇)に作られた宇文述の孫脩多羅の墓誌は、本貫を「河南洛陽人」とする。宇文脩多羅は宇文士及の娘で、唐太宗の第一子趙王福に嫁いだ。陝西省古籍整理辦公室編・吳綱主編『昭陵碑石』(三秦出版社、一九九三年)拓本四一頁・録文一四九〜一五〇頁参照。氣質澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録』(汲古書院、二〇〇四年)七六八番参照。
- (17) 『魏書』卷一〇六・地形志上・平州参照。「凡城」については、『水経注』卷一四・滹水に「盧龍東越清陁至凡城二百許里。(盧龍の東、清陁を越えて凡城に至ること二百許里。)」とある。
- (18) 何徳章「偽托望族与冒襲先祖——以北族人墓誌爲中心——讀北朝碑志札記之二——」(『魏晉南北朝隋唐史資料』一七、二〇〇〇年)参照。
- (19) 庾信撰・倪瓚注・許逸民校点『庾子山集注』(中華書局、一九八〇年)卷一三・宇文憲神道碑参照。
- (20) 前掲注(10)園田論文「北魏・東西魏時代における鮮卑拓跋氏(元氏)の祖先伝説とその形成」の注(11)参照。
- (21) 「宇文顯墓誌」は庾信が撰した。『庾子山集注』卷一五では、「宇文顯和墓誌銘」となっている。二〇〇五年、陝西省咸陽市で「宇文顯墓誌」の实物が発見された。出土した墓誌と文集中の墓誌では、文字の一部に異同がある。本稿では出土墓誌に依拠した。王其樟・李季綱「新出土北周建徳二年庾信撰《宇文顯墓誌銘》勘証」(『出土文献研究』八、二〇〇〇七年)参照。
- (22) 『宋書』卷二七・符瑞志上に「黃帝五十年秋七月庚申、天霧三日三夜、晝昏。……得圖・書焉。『龍圖』出河、『龜書』出洛。(黃帝五十年秋七月庚申、天霧三日三夜、晝に昏し。……圖・書を得る。『龍圖』河に出て、『龜書』洛に出づ。)」とある。
- (23) 『藝文類聚』卷一〇・符命部所引『帝王世紀』に「有大星如虹、下流

華渚。女節夢接之、意感生少昊。(大星虹の如く、下りて華渚に流ること有り。女節夢に之に接し、意感じて少昊を生む。)とある。

(24) 『史記』卷一・五帝紀・黃帝參照。

(25) 『漢書』卷二〇・古今人表參照。

(26) 松下憲一氏は、『周書』・『北齊書』・『隋書』および『元和姓纂』にみえる「代人」について分析し、唐代まで「代人」意識が存在していたとする。前掲注(15)松下論文參照。しかし、北魏から隋唐にかけて作成された北族の墓誌には、出自を漢族に仮託したものが多い。本稿で取り上げた「宇文述墓誌」も、本貫を「遼西凡城」としており、「代人」意識を窺うことは難しい。このことは、唐室に北族を「代人」と認定する意識が存在していたとしても、北族自身には「代人」意識が希薄だったことを意味しているのではないだろうか。

(27) 前島佳孝「柱国と国公——西魏北周における官位制度改革の一論——」『九州大学東洋史論集』三四、二〇〇六年)參照。

(28) 北周では、『周礼』の官制に基づいて、六官制(天・地・春・夏・秋・冬)を施行し、三公(太師・太傅・太保)と三孤(少師・少傅・少保)を置いた。このうち、春官は儀礼を掌った。六官の長官および三公・三孤には、胡族系元勳が就任する傾向にあった。北周の官制については、王仲華『北周六典』上・下(中華書局、一九七九年、二〇〇七年重印)參照。

(29) なお、長部悦弘氏は、北周において宇文盛の系統には、学問を修めて中書省・尚書系の文官を務めた人物がおらず、武人の家系であったとする。長部悦弘「宇文氏研究」(『日本東洋文化論集』〈琉球大・法文学部紀要〉九、二〇〇三年)參照。

(30) 「左宮伯」(天官府)は、『隋書』卷二二・礼儀志に「後周警衛之制、置左右宮伯。掌侍衛之禁、各更直於内。(後周警衛の制、左右宮伯を置く。侍衛の禁を掌り、各の内に更直す。)」とあるように、皇宮の禁衛である。この時、宇文述が左宮伯の長官(中大夫・正五命)に就任したか、

次官(下大夫)に就任したかは不明である。『北周六典』上卷四八頁は左宮伯中大夫に就任したとする。「宮伯」は詳細不明だが、左右宮伯と同様の官と思われる。「大司衛」は司衛上大夫(正六命)。「大唐六典」

卷二八・太子左右衛率府職には「後周東宮有司成・司武・司衛之類(後周、東宮に司成・司武・司衛の類有り)」とあり、東宮の禁衛とする。

しかし、張金龍氏は、司衛を皇宮の宿衛を掌る官とする。張金龍「魏晉南北朝禁衛武官制度研究」下(中華書局、二〇〇四年)九六五〜九八四頁參照。「大司御」は司御上大夫(正六命)。未詳。禁衛か。「元智墓誌」には元智が「司御上士」に就任したとある。「元智墓誌」については、王其禕・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』⑤(線裝書局、二〇〇七年)、二〇一〜二一九頁參照。ただし、宇文述は建德三年(五七四)時点で二十七歳であり、上大夫に就任できたか不明である。あるいは中大夫・下大夫を意味している可能性もある。北周の禁衛については、前掲張金龍書および菊池英夫「唐初軍制用語としての「團」の用法——日本律令制下の「軍團」に触れて(一)——」(『紀要』〈中央大・文学部史学科〉三九、一九九四年)參照。

(31) 英果中大夫(正五命)は職掌不明。宇文述の他に李詢が就任したことが見えるのみである。『北周六典』下卷五〇八頁參照。

(32) 「右武衛將軍」については、『隋書』卷二八・百官志下・隋高祖時官制「左右武衛府、無直閣已下員、但領外軍宿衛。(左右武衛府、直閣已下の員無し、但だ外軍の宿衛を領するのみ。)」參照。「右衛大將軍」については、『隋書』卷二八・百官志下・隋高祖時官制「左右衛、掌宮掖禁禦、督攝仗衛。(左右衛、宮掖の禁禦を掌り、仗衛を督攝す。)」參照。

(33) 『隋書』卷四三・楊弘伝および『隋書』卷四三・楊雄伝參照。また、『隋書』卷四〇・元冑伝によると、元冑も開皇初年に右衛大將軍に就任している。なお、「楊弘墓誌」には「開皇元年、初封永康公、授右衛將軍、尋改封河間王・邑五千戸、進授右衛大將軍。(開皇元年、初め永康公に封じられ、右衛將軍を授けらる、尋いで改めて河間王・邑五千戸に

- 封せられ、右衛大將軍に進授す。」とある。「楊弘墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』③、二二九～二三三頁参照。
- (34) 『隋書』卷四一・高頴伝参照。陳平定時の軍事体制については、有松豊「隋文帝期の行軍制度——平陳の役を中心に——」〔海南史学』三九、二〇〇一年）参照。
- (35) 「蕭巖」は後梁の初代皇帝宣帝（蕭巖）の子。甥の蕭暉（後梁二代皇帝明帝の子）とともに開皇七年（五八七）に陳に亡命し、隋の陳進攻時に抵抗したが、宇文述に破れた。『周書』卷四八・蕭暉伝附蕭巖伝参照。
- (36) また「墓誌」は、蕭巖の抵抗を鎮圧した功績によって、別子が新城郡公に封せられたとするが、隋文帝期に「新城郡」は置かれていない。『旧唐書』卷六三・宇文士及伝に「開皇末、以父勳封新城縣公（開皇末、父の勳を以て新城縣公に封せらる）とあることから、「新城県」が正しいであろう。「新城県」は隋の南陽郡下の県。現在の河南省南陽市の西。なお、『旧唐書』宇文士及伝には「開皇末」とあり、墓誌の記述と食い違ふ。
- (37) 『旧唐書』卷六三・宇文士及伝には「隋文帝嘗引入臥内。與語、奇之、令尚煬帝女南陽公主。（隋文帝嘗て〔宇文士及を〕引きて臥内に入れる。與に語り、之を奇とし、煬帝の女南陽公主を尚せしむ。）とある。
- (38) 『隋書』卷六一・宇文述伝には「晉王與述情好益密、命述子士及尚南陽公主、前後賞賜不可勝計。（晉王、述と情好益す密にして、述の子士及に命じて南陽公主を尚せしめ、前後の賞賜勝てて計えるべからず。）とある。
- (39) 馬称心はもともと北周の勝王宇文迥の妻であったが、北周滅亡後、後宮に入って女官となった。南陽公主の降嫁の際、その近侍となり、大業一〇年（六一〇）に没した。拓本・録文は『隋代墓誌銘彙考』⑤、五七～六〇頁参照。
- (40) 『隋書』卷四八・楊素伝参照。楊素が長史になったことは、大業三年（六〇七）に作られた「楊素墓誌」にも見える。「楊素墓誌」の拓本・録文は『隋代墓誌銘彙考』③、二四一～二四六頁参照。
- (41) 「鐵勒契弊」は鐵勒の俟利發俟斤契弊歌楞のこと。大業元年（六〇五）、突厥によって鐵勒が壊滅した際、残存勢力に擁立され、易勿真莫何可汗となった。隋に帰属し、吐谷渾と戦った。『隋書』卷八三・西域・吐谷渾伝、『隋書』卷八四・北狄・鐵勒伝参照。『隋書』卷六一・宇文述伝には「從辛榆林、時鐵勒契弊歌楞攻吐谷渾、其部攔散、遂遣使請降求救。帝令述以兵屯西平之臨羌城、撫納降附。（榆林に幸するに従い、時に鐵勒の契弊歌楞、吐谷渾に攻敗し、其の部攔散し、遂に使を遣わし降を請いて救を求む。帝、述をして兵を以て西平の臨羌城に屯し、降附を撫納せしむ。）とあり、吐谷渾に敗北し、救援を求めた鐵勒の契弊歌楞を宇文述が支援したことが見える。
- (42) 『隋書』卷四一・蘇威伝、『隋書』卷六四・來護兒伝、『隋書』卷五・恭帝紀参照。宇文協は、隋初の功臣宇文慶の孫。母は文帝の娘広平公主である。『隋書』卷五〇・宇文慶伝参照。
- (43) 宇文化及の煬帝弑殺については、前掲注(8)劉健明論文、李文才「隋末江都之變新探——兼論隋短祚而亡的主要原因——」（同著『魏晉南北朝隋唐政治与文化論考』世界知識出版社、二〇〇六年、初出一九九五年）参照。
- (44) 『旧唐書』卷一・高祖紀・武德八年条および『新唐書』卷一・高祖紀・武德八年一二月条によると、宇文士及は「天策府司馬」であり、「天策府長史」に就任したという記事は見えない。あるいは武德八年一二月以後に、「天策府長史」に就任したか。かりにそうであれば、「宇文述墓誌」は宇文述を改葬した武德八年一〇月以後に作成されたことになる。
- (45) 『周書』卷三〇・竇毅伝、『北史』卷六一・竇毅伝参照。
- (46) 『隋書』卷五一・長孫晟伝、『旧唐書』卷五一・后妃上・太宗文德皇后長孫氏伝参照。
- (47) 前掲注(9)参照。
- (48) 隋の禁衛制度については、前掲注(30)菊池論文が詳しい。

- (49) 撰者の王琳(字は方慶)は高宗期から武周期の官僚である。『魏鄭公諫録』は、その序に「唐尚書吏部郎中瑯琊王琳撰」とあることから、高宗期に作られたと考えられている。『直齋書錄解題』卷五・典故類、呂效祖主編『新編魏徵集』(三秦出版社、一九九四年)一七八頁参照。
- (50) 岳純之『唐代官方史学研究』(天津人民出版社、二〇〇三年)五四頁、謝保成『隋唐五代史学』(商務印書館、二〇〇七年)四六頁参照。
- (51) 『旧唐書』卷六三・宇文士及伝、『旧唐書』卷六四・高祖二十二年・韓王元嘉伝参照。
- (52) 太子詹事の就任時期について、『新唐書』卷六一・表一・宰相上は、武徳八年(六二五)十一月のこととする。しかし、『資治通鑑』卷一九一・唐紀七では、武徳九年(六二六)六月のこととする。また、中書令の就任時期については、『旧唐書』卷二・太宗紀上及び『資治通鑑』卷一九一・唐紀七・武徳九年(六二六)参照。
- (53) 『史通』内篇卷七・曲筆には「自梁陳已降、隋周而往、諸史皆貞觀年中羣公所撰、近古易悉、情偽可求。至如朝廷貴臣、必父祖有傳。考其行事、皆子孫所爲、而訪彼流俗、詢諸故老、事有不同、言多爽實。(梁陳自り已降、隋周而往、諸史皆な貞觀年中、羣公の撰する所、近古は悉し易く、情偽は求むべし。朝廷の貴臣の如きに至りては、必ず父祖に傳有り、其の行事を考うるに、皆な子孫の爲す所にして、彼の流俗を訪ね、諸を故老に詢えば、事は同じからざる有り、言は多く實に爽う。)」とあり、唐初に編纂された正史史料には、虚飾が多く、朝臣や撰者の祖先に対して曲筆していると述べている。劉知幾撰、西脇常記訳注『史通内篇』(東海大学出版会、一九八九年)七二〇〜七二二頁参照。
- (54) 宇文士及は太宗期になると、蒲州刺史・右衛大將軍・殿中監など朝廷に関わらない官職を歴任した。宇文士及の政治的地位が太宗期に低下したため、正史編纂事業の際に父の事績を顕彰されなかった可能性も考えられる。しかし、『旧唐書』卷六三・宇文士及伝に「入爲右衛大將軍、甚見親顧、每延入閣中、乙夜方出。……同列莫與爲比。(入りて右衛大

將軍と爲り、甚だ親顧せられ、閣中に延入することに、乙夜方めて出る。……同列與に比を爲すなし。)」とあるように、朝政からはずれたものの、依然として太宗の信任を得ていたことを示す記事もある。宇文士及の政治的立場の変化は、『隋書』が宇文述を否定的に描いた主要原因ではないと思われる。宇文士及の経歴については、「宇文士及碑」・『旧唐書』卷六三・宇文士及伝参照。「宇文士及碑」の録文は、前掲注(16)『昭陵碑石』一〇九頁参照。ただし、「宇文士及碑」は剝落が激しく、殆ど読むことができない。

【付記】 本稿は二〇〇七年六月九日の定例中国石刻文物研究会(於明治大学)での研究発表(一部)をもとに再構成したものである。

「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝

表1 「宇文述墓誌」と『藝文類聚』の比較

行	「宇文述墓誌」該当箇所	『藝文類聚』巻数	撰者	引用史料	参考箇所
2	昌意導其洪源	52 治政部上・善政	徐陵	歐陽頲德政碑	弱水導其洪源
2	基構輪奐	45 職官部1・諸王	邢子才	広平王碑	基構輪奐
3	立功庇物、執德居宗	45 職官部1・諸王	裴子野	安成康王行状	立功以庇物、執德以居宗
3	和順内凝、英果外發	45 職官部1・冢宰	王儉	褚彦回碑	和順内凝、英果外發
4	國歩權輿……締構王業	46 職官部2・太傅	王褒	于謹墓碑	于時王業締構、國歩權輿
4	兵交則戰無全敵、勸義則襁負雲至	45 職官部1・丞相	袁宏	桓温碑	兵交則戰無全敵、勸義則襁負雲集
5	誕保靈和	50 職官部6・刺史	潘岳	楊使君碑	誕保靈和
5	含章蘊粹	50 職官部6・太守	傅亮	傅府君銘	含章蘊粹
6	小善靡失、翰德必從	45 職官部1・丞相	沈約	豫章文憲王碑	小善靡失、翰德必從
6	訓義於物、復禮于己	47 職官部3・司徒	傅亮	劉穆之碑	訓儉於物、復禮于己
6	履行則爲模楷、吐言皆成隱括	50 職官部6・刺史	潘尼	楊恭侯碑	履行則爲模楷、吐言則成隱括
7	雲虛景暖、岳秀川淳	45 職官部1・諸王	沈約	臨川王行状	雲虛景暖、岳秀川淳
7	乘世載之芳流	50 職官部6・太守	傅亮	傅府君銘	承世德之芳流
7	挺當世之殊量	50 職官部6・刺史	潘尼	楊恭侯碑	挺高世之殊量
8	正而不毅、謙而不犯	45 職官部1・總裁	袁宏	三国名臣贊	謙而不犯、正而不毀
8	出能勸功、入能替否	45 職官部1・總裁	袁宏	三国名臣贊	出能勸功、入亦獻替
9	忠篤簡于帝心、明允著於所莅	45 職官部1・冢宰	孫綽	郗鑿碑	篤誠簡于帝心、明允著于莅政
9	烽候相望	80 火部・烽燧	甘氏	天文占	烽候相望
9	壘結四郊	48 職官部4・侍中	傅亮	王公碑	壘結四郊
9	勁鐵長棘	11 帝王部・總裁帝王	陸機	辨亡論	長棘勁鐵
11	料敵制勝	59 武部・戰伐	揚雄	趙充国頌	料敵制勝
13	忘己應務	45 職官部1・丞相	袁宏	桓温碑	忘己應務
13	臨疑不惑	50 職官部6・刺史	潘尼	楊恭侯碑	臨疑不惑
13	外身崇物、非躬厚人	50 職官部6・令長	孫綽	孔松楊象贊	外身崇物、非躬厚人
13	宅山川於懷抱、迴風颯於襟袖	45 職官部1・丞相	沈約	豫章文憲王碑	迴風颯於襟袖、宅山川於懷抱
13	士卒忘水火之難、小大執不二之心	45 職官部1・丞相	簡文帝	宣武王北涼州廟碑	士卒忘水火之難、……小大一死生之志
14	凌險若夷	47 職官部3・司徒	傅亮	劉穆之碑	視險若夷
14	薄伐專征	47 職官部3・儀同	江綰	蕭公謝儀同表	薄伐專征
15	弘裕足以容衆、矜嚴足以軌物	49 職官部5・鴻臚	邯鄲淳	鍾紀碑銘	弘裕足以容衆、矜嚴足以正世
15	處泰愈約、道濟不有	45 職官部1・丞相	袁宏	桓温碑	道濟而不有、處泰而逾約
16	杖清靜以臨民、施仁義以納物	50 職官部6・刺史	蔡邕	庾侯碑	杖冲靜以臨民、施仁義以接物
16	美化行乎江漢、明略被於南國	50 職官部6・刺史	潘岳	楊使君碑	宏略被于南國、美化行乎江漢
16	所居稱治、所去見思	45 職官部1・諸王	裴子野	安成康王行状	所去見思、所居稱治
17	立事立言	46 職官部2・太尉	邢子才	韓公墓誌銘	立事立言
17	文武是經、才行闕茂	50 職官部6・太守	傅玄	江夏任君銘	才行闕茂、文武是經
18	仗武乘邊、申威河外	46 職官部2・太保	王褒	陸暹碑	仗武乘邊……申威河外
19	運用無方、勳攝羣會	45 職官部1・總裁	袁宏	三国名臣贊	運用無功、勳攝羣會
20	丹麾所指	45 職官部1・相国	成公綏	宣文侯司馬公誄	丹麾所指

会田 大輔

20	招携以禮	50 職官部 6・刺史	王隱	晉書	招攜以禮
21	抑推前典	48 職官部 4・僕射	沈約	讓僕射表	抑推前典
25	遺種遠跡、萬里無烟	50 職官部 6・太守	孫楚	牽府君碑	遺種遠跡、萬里無煙
25	迴累棊之危、成維山之固	47 職官部 3・司徒	傅亮	劉穆之碑	迴累棊之危、成維山之固
26	王綱弛紊	11 帝王部・總裁	陸機	辨亡論	皇綱弛紊
26	人情彼此、盡爲敵國	50 職官部 6・刺史	劉孝儀	李揚州勇議表	人心彼此、盡爲敵國
27	與善褻應	46 職官部 2・太尉	沈約	徐公墓誌	與善褻應
31	斧藻仁義	46 職官部 2・太保	王褒	尉遲綱碑	斧藻仁義
31	持盈守謙	47 職官部 3・大司馬	杜篤	吳漢誄	持盈守虛
31	御煩以寡	47 職官部 3・司空	劉孝綽	安成康王碑銘	禦煩以寡
31	賞不僭親、刑不濫疏	50 職官部 6・令長	江偉	傅渾頌	刑不濫疎、賞不僭親
31	爲政以惠、導民在簡	45 職官部 1・丞相	陸機	丞相箴	夫導民在簡、爲政以仁
32	他人之善、若己有之	45 職官部 1・諸王	任昉	蕭子良行狀	他人之善、若己有之
32	人玩其華、公體其實	47 職官部 3・大司馬	陸機	陸抗誄	人玩其華、鮮識其實
32	邈無異言、遠無異望	45 職官部 1・冢宰	王儉	褚彥回碑	邈無異言、遠無異望
33	固可以方駕五臣、齊鑣八凱	47 職官部 3・司空	沈約	柳世隆行狀	固可以齊衡八凱、方駕五臣
35	休有烈光	15 后妃部・后妃	左九嬪	元皇后楊氏誄	休有烈光
36	爲龍爲光	58 雜文部・書	元帝	答劉縮求述制旨義書	爲龍爲光
36	幼挺珪璋	47 職官部 3・司空	沈約	柳世隆行狀	幼挺珪璋
36	澡身浴德	37 人部 21・隱逸下	沈約	謝齊竟陵王教撰高士伝啓	澡身浴德
36	玉質金相	21 人部 5・性命	劉孝標	辨命論	玉質金相
37	終始自結	47 職官部 3・大司馬	陸機	陸抗誄	終始自結
39	春秋迭代	34 人部 18・哀傷	庾信	哀江南賦	春秋迭代

「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述伝

表2 正史と墓誌の記述の違い

王朝	西 暦	『隋書』宇文述伝	宇文述墓誌
西魏	大統13 (547)		誕生 (没年・享年から逆算)
北周	保定～天和	開府儀同三司で釈褐	
	保定～天和	冢宰 (宇文護) 親信	
	建徳元 (572)	左宮伯	
	建徳3 (574)		宮伯・大司衛
	この頃		北齊進攻に功績。大將軍・濮陽郡公。
	建徳4 (575)		大司御
	時期不明	英果中大夫・博陵郡公。濮陽郡公に改封。	
	大象2 (580)	尉遲迥の乱発生。行軍総管として活躍。上柱国・褒國公。	
隋文帝	開皇元 (581)	右衛大將軍	右武衛將軍
	開皇8 (588)	陳平定。行軍総管として活躍	陳平定。水軍総管。高颯と軍事を統括。
	開皇9 (589)	蕭巖の抵抗鎮圧。安州総管。	
	開皇12 (592) 頃	楊広の信任を得て、寿州総管就任。以後、楊広の立太子を目指す。	寿州総管
	開皇19 (599)	楊広の命で、子の士及に楊広の娘降嫁。 *時期は「馬称心墓誌」によって判明。	文帝の命で、子の士及に楊広の娘降嫁。 *時期は「馬称心墓誌」によって判明。
	開皇19 (599)		楊広、突厥攻撃。述、長史となる。
	開皇20 (600) 4月	楊広、突厥攻撃 (『隋』2)。 *宇文述が参加した記録はない	
	同年11月	楊広、皇太子となる。太子左衛率就任。	
仁寿元 (601)		太子左衛率	
隋煬帝	大業元 (605)	左衛大將軍・許国公	
	大業3 (606) 4月	左衛大將軍を左翊衛大將軍に改称 (『通鑑』180)。	
	大業3 (607)		述、吐谷渾攻撃。
	同年	開府儀同三司拜受	開府儀同三司拜受。左衛大將軍就任。
	大業4 (608) 7月	述、吐谷渾撃破 (『隋』3)。	
	大業5 (609) 5月	楊帝、西巡。述、吐谷渾を撃退 (『隋』3)。	
	この頃	蘇威らと朝政に参与。「五貴」と称される。贈収賄によって朋党形成。	政事に関与
	大業6 (610)		江都で水軍訓練
	大業8 (612)	高句麗遠征。述の軍敗退し、除名。	高句麗遠征。述、軍を全うして帰還。
	大業9 (613)	述、復官し、高句麗遠征に参加。楊玄感の叛乱鎮圧。	
	大業11 (615)	突厥が雁門で煬帝を包圍。述、突破を進言し、無謀な策として止められる。	突厥が雁門で煬帝を包圍。述、突厥を撃退。
	大業12 (616) 10月	江都で死去。司徒・尚書令などを贈官。	
	大業13 (617) 9月		江都で死去。享年71。司徒・尚書令などを贈官。
	大業14 (618) 3月	宇文化及、煬帝を弑殺。秦王浩を擁立。大丞相を称す。(『隋』4・『隋』85)	
唐高祖	武徳元 (618) 9月	化及、皇帝を称し、許を建国。(『通鑑』186)	
	武徳2 (619) 2月	化及、敗死。士及、唐に降伏。(『通鑑』187)	
	武徳年間	士及の妹、高祖の昭儀となり、皇后に推されるも固辞。士及、宋金剛・王世充・竇建徳の平定に功績。天策府司馬・中書侍郎・檢校侍中を歴任。(『旧』63)	士及、天策府長史・中書侍郎となる。
	武徳年間		述に司空・上柱国・許国公を贈官。
	武徳8 (625) 10月		雍州雲陽県に改葬。「墓誌」作成。
	武徳9 (626) 6月	士及、玄武門の変に参与。太子詹事となる。(『通鑑』191)	
同年7月	士及、中書令就任。(『旧』2・『通鑑』191)		

〔凡例〕 史料の略記号：『周』＝『周書』、『隋』＝『隋書』、『旧』＝『旧唐書』、『通鑑』＝『資治通鑑』

Yu-wen Shu 宇文述's Epitaph and his Biography in *Sui shu* 隋書：
The Comparison of his Portrayal between the Epitaph and Official History

AIDA Daisuke

Sui ruler Yang Di 煬帝 was a renowned tyrant, and scrupulous accounts of his despotism are found in the *Sui shu*. However, studies have long pointed out that records in *Sui shu* deliberately emphasizes Yang Di's tyranny, and attempts are being made in recent studies to recapture the historical actualities of his rule. As a result, in the field of political history, studies have confirmed that during Yang Di's rule, bureaucrats with Southern Dynasties or Northern Qi 齊 origin were favored, while policies were executed which strived to rid Northern Zhou influence and to keep the warlords (*wu ren* 武人) from gaining power.

Of the five subjects esteemed highly by Yang di or the *wu gui* 五貴, Yu-wen Shu was the only one with a Northern Zhou origin and a military background. Yu-wen Shu endeavored to establish Yang Guang 楊廣 (later Yang di) as the crown prince, and once Yang Di ascended to the throne, gained his utmost trust and came to run the state affairs. Although the *Sui shu* has the tendency to depict Yu-wen Shu as a corrupt adulator, one suspect that there may have been some concrete conditions that made it possible for him to stay at the center of state affairs, despite his Northern Zhou non-Han origin and military background.

Thus far, in order to study the life events of Yu-wen Shu, there had been no choice but to depend on the accounts in the *Sui shu*, compiled by the Tang dynasty. However, the recent discovery of Yu-wen Shu's epitaph, completed on the eighth year of Wu de 武德 (636 A. D.), made it possible to relativize the portrayal in the official history.

As the necessary step in reconsidering Yu-wen Shu's political standpoint, this paper attempted a thorough comparison between the portrayals in Yu-wen Shu's epigraph and the *Sui shu*, and analyzed the epitaph's presentation of Yu-wen Shu. As a result, it became evident that the epitaph endeavors to make it seem as if there was little relationship between Yu-wen Shu and Yang di, meanwhile emphasizing Yu-wen Shu's military achievements and presenting him as the great general who served with utmost loyalty to the Sui dynasty. Considering that elements in the epitaph suggest glorification of Yu-wen shu's achievements, the depiction in the *Sui shu* may bear closer resemblance to the truth. Despite the fact that Yu-wen Shu's son Shi ji 士及 served the Tang government in many high ranking posts, the portrayal of Yu-wen Shu in the *Sui shu* does not reflect at all that in the epitaph. However, according to the epitaph, during the period from the end of Northern Zhou to early Sui, Yu-wen Shu served in various positions related to the imperial guard (*jin wei* 禁衛). Thus, this paper will suggest the possibility that behind Yu-wen Shu's great power was the influence he had obtained since Northern Zhou, over the imperial guard.

Keywords: Yu-wen Shu, Yang di, epitaph, *Sui shu*, historical portrayal